

お断わり

本史料を 2020/01/08 にアップしたが、解説部分に不備があったのでここに訂正も含めて補う。

問題の箇所は史料最後の「戸隠山顕光寺流記跋」の部分に出てくる「院主」の解釈で、解説では別当澄雅とした。

理由は、一六八六年に潮音が戸隠で宿したのは「西住房」であるが、以後、「其夜問^ニ院主^ニ」、「翌朝領^レ衆詣^ニ火兒社^ニ」等々と続き、後日『戸隠山顕光寺流記並序』の写しを潮音に送り増補を依頼となる。文脈からすれば院主は西住房の主と読める。ただし、戸隠の各房が院を称するようになるのはその後であり、かつ「領^レ衆」するならば、文脈上で主体（主語）がずれてはいるが、「院主」は勧修院を称した別当澄雅を指す、という解釈である。

しかし、本稿は次の文言を考慮するのに怠惰であった。

小林健三（『日本神道史の研究』一九三四年刊行）によれば、『戸隠山顕光寺流記并序』を、潮音道海が『先代旧事本紀大成経』で増補した『信州戸隠山流記』があり、これを納めた箱の裏には、「元禄十六年龍集癸未夏六月下浣 沙門子義記」とあったという。このことを解説でも述べておいたが、この文言の前には、解説では引用しなかったが次のようにあり、同じ小林氏の『日本神道史の研究』で紹介されている。

以下が全文である。

『此記一卷本在覚照院^{本号西住房}予披読之頗有補于古記、因而尤^マ

之院主、永以納本院者也、顕光寺什物」元禄十六年龍集癸未

夏六月下浣 沙門子義記」

小林氏も「尤」の字形に疑義を呈しているが、あるいは「求」やもしれぬ（小林氏が戦前に見たこの箱の所在は現在は不明である）。それはさておき、「此記」（増補『戸隠山顕光寺流記并序』）は、本来は西住房（覚照院の前身）にあつたのであり、元禄十六年に別当子義が本院（勧修院）の什物にしたことになる。増補を依頼した者の手元に「此記」があるのは当然であるから、依頼した院主は手元に蔵していた覚照院（西住房の後身）の主であり、つまり「戸隠山顕光寺流記跋」にいう院主は、西住房の主と解するのが妥当かとも思う。

ただし、その場合は房主を院主と称した理由、および戸隠の支配者めいて「衆を領して火兒社に詣」でた理由付けが必要になる。これには他所から来た感のある別当と土地に根付いた房主との力関係が考慮されなければならないかもしれない。この時の別当は勧修院澄雅だが、前別当である宗海の弟子で飛鳥井雅章の猶子（津軽侯信義の庶子）であり、後に別当を辞して京都に移ったというから、戸隠にどれほどの力を持っていたかに疑義が残らないでもない。そもそも潮音が戸隠の最高責任者である別当の所ではなく、西住房に宿すというのからして妙で、状況よっては、有力な房主を院主と呼ぶこともあり得るであろう。

とはいえ、これ以上論ずる力はないので、当時の別当の地位の検討などを踏まえて各位考察願いたい。

（以下は 2020/01/08 にアップした時のままである）

翻刻・増補『戸隠山頭光寺流記并序』

別名『戸隠山流記』

宝永三年（一七〇六年）書写。本文冒頭の内題は「戸隠山頭光寺流記并序」、外題は「戸隠山流記」。扉には小口書として「戸隠山流記」とあり、他に「鶏頭院庫」、「宝永三年極月廿八日吹亀手書写」、「潮音増補」などと書かれ、教林文庫や文庫を伝えた辻井徳順師の朱印も押されている。

本書写史料は早稲田大学図書館蔵（文庫 07 00051）だが、旧蔵は滋賀県安土町の観音正寺教林坊で、早稲田大学図書館の「館蔵特殊コレクション摘報 9 (3)」の「教林文庫」解説によれば、教林坊の前は横川の鶏頭院にあったと思われる。

現在、正本の所在は不明であり、既存の翻刻文も見あたらないので、本書写史料の成立に触れつつ、正本に関して述べる。

本書写史料の跋から判断すれば、正本は貞享四年（一六八七年）成立。戸隠神社蔵の『戸隠山頭光寺流記并序』（有通撰）を潮音が増補し、さらに自身の跋を付したものである。

この正本にあたる史料については、昭和の初めに戸隠神社を調査した小林健三（『日本神道史の研究』一九三四年刊行）が言及している。小林氏によれば、『戸隠山頭光寺流記并序』を、黄檗宗の潮音道海が『先代旧事本紀大成経』で増補した『信州戸隠山流記』があり、これを納めた箱の裏には、「元禄十六年龍集癸未夏六月下

澁 沙門子義記」と、前年の十五年（一七〇二年）に戸隠山頭光寺の五十二代別当となった子義の名があった、という。子義はその在任中に奥院の聖観音の像と引き替えて手力雄命の像を安置した別当である。

小林健三氏が閲した『信州戸隠山流記』の現在の所在は、これを納めた箱ともども不明であるが、早稲田大学蔵の本書写史料『戸隠山頭光寺流記并序』（別名『戸隠山流記』）は、その写本と推定される。

つまり、本書写史料は、その扉には「潮音増補」とあり、小林氏のいうように『先代旧事本紀大成経』で増補されており、かつ『信州戸隠山流記』から小林氏が引用する潮音の増補部分と同じ文言がみられる。また本書写史料の外題である「戸隠山流記」が、小林氏のいう『信州戸隠山流記』から派生したことは想像に難くない。

そして、本書写史料が、現在は所在不明の『信州戸隠山流記』の写本であるならば、正本の『信州戸隠山流記』は、『戸隠山頭光寺流記并序』の一写本としての性格を持ち、その文中で潮音が『先代旧事本紀大成経』に基づく六カ所の「増補」を行い、さらに「跋」を加えて潮音の戸隠参詣の様子と『信州戸隠山流記』の成立事情を記したものと解せる。

なお、小林氏のいう『信州戸隠山流記』はおそらく外題で、本書写史料がそうであるように内題は『戸隠山頭光寺流記并序』であったかと思われる。また内容は確かに『戸隠山頭光寺流記并序』

の写本でもあるので、本書写史料は、一応は早稲田大学本『戸隠山頭光寺流記并序』と称すべきかとも思われる。しかし、あきらかな誤記、あるいは欠ける部分、逆に衍文かと思われる箇所も多々あり、また、「一記別當ノ職位ヲ事」の途中で終わっていてその後を欠いている。増補を行った潮音は、跋に依れば句読点を弁え、和点を加えることまでしているはずであるから、あるいはこれらの不備は書写に由来するものかもしれない。

というのも、本書写史料の価値は、『戸隠山頭光寺流記并序』の写本としてではなく、増補や跋の部分に、後述のように史料的价值が認められるからである。したがってまた、小林氏のいう『信州戸隠山流記』、つまりは本書写史料も、「増補」の語を冠して増補『戸隠山頭光寺流記并序』と称するのが適當かと思う。

さて、増補を行い、跋を付した群馬県甘楽郡の黄檗宗黒瀧山不動寺の潮音は、いわゆる大成経事件の重要人物であるが、將軍綱吉の生母である桂昌院が帰依していた僧であるために処分は輕かった。この潮音が貞享三年（一六八六年）に戸隠に参詣する。『先代旧事本紀大成経』が禁書となった天和元年（一六八一年）の五年後のことである。

跋によれば、「戸隠縁起」（『戸隠山頭光寺流記并序』）を見た潮音は、火兒社（火之御子社）こそが思兼命が天降った阿智社であると指摘し、思兼命はどのような神かと尋ねる院主（五十代別當・澄雅）に、靈宗神道の祖神であることを説き、翌朝には院主以下が火兒社（火之御子社）に詣でたという。

さらに潮音は、『戸隠山頭光寺流記并序』を書き写して黒滝山不動寺の彼の元に送ることを求め、翌年に増補の依頼と共に送られてくると、これに応え、送られてきた写本に直接増補を書き込むのではなく、その写本を写しつつ『先代旧事本紀大成経』に基づき増補部分を書き込み、さらに跋を付している。

なお、潮音が貞享三年（一六八六年）に戸隠に参詣したことは、彼の門人である元岫の著した『黒瀧潮音和尚年譜』（元禄九年・一六九六年）に、簡略ながら「到戸隠社手力雄神天思兼命神」各述レ偈」とあつて確かめることができる。

増補や跋の内容は、顯光寺における神仏の本地垂迹関係の確立や、後の五十五代別当乗因が戸隠で阿智を名乗り、修験一実靈宗神道を提唱することになる一つの切っ掛けを与えたことを窺わせるなど、『先代旧事本紀大成経』が戸隠信仰に与えた影響を示唆している。そして増補された『戸隠山頭光寺流記并序』の影響力は、別当子義の名の記された箱に納められていたこと、本書写史料のように書写されたことにもみてとれる。

なお、本書写史料の『戸隠山頭光寺流記并序』の写本としての価値は低いとしたが、破損もかなりある戸隠神社蔵『戸隠山頭光寺流記并序』の校訂には部分的に資することもできる。

たとえば、『戸隠山頭光寺流記并序』の冒頭近くに、従来は「清濁不二、寶智寂然」と翻刻されてきた個所があるが、本書写史料では、「実智寂然」となっている。「実」も「實」も現行の「実」の異体字だが、戸隠神社蔵本が不明瞭で「實」と「寶」の判別が

つきにくく、従来は「寶智」とされてきたのだが、「實智」が仏教用語であることから、本書写史料を参考として「實」をとるべきであろう。

また、学門行者が山頂に達する部分の「身疲力竭終見其頂、□□查忽入雲漢」の□□を、従来は判読不能とされてきたが、『増補流記』は「□□」を「不乗」とする。もともとの個所は空海の「沙門勝道山水を歴て玄珠を瑩く碑」から文言を借用していて、そこには「不因乗查忽入雲漢」とあるので、「□□」は「不乗」でよろしいかと思われる、等々。

翻刻上の凡例

1 返り点の対応が不備と思われる箇所、明らかに誤記の箇所、文意からすると「業」であるが、「華」と合字のような字形を用いて「ハナ」とルビを振るなど極めて妙な箇所などがみられるが、表記の通りとした。これらが潮音の手になる増補『戸隠山頭光寺流記并序』に基づくものか、書写した者によるのか、さらには後世の閲覧者の加えたものかは不明。

2 コード化されていない異体字や記号は、これにあたるコード化されている字で示した。

例 𠄎↓佛 𠄎↓置 𠄎↓々 𠄎↓菩薩

コード化されている異体字が不明な場合は、外字を作成し、(外)

- と註し、末尾に画像を掲げた。(外)の下の数字は画像の番号。
- 3 汚損も含め、読めない文字、疑問の文字は?を付すか、?で代用し、末尾に画像を掲げた。?の下の数字は画像の番号。
- 4 ()内は翻刻者の註。
- 5 一枚の紙の左端に甲、乙、三、四・・十七と記し、二つに折って閉じている。甲は綴じの関係で隠れているのか確認できず、続いて乙となって本文が始まり、以後三、四と続き、五が確認できず、次に白紙が入り、次いで六となり、十七まで。本翻刻では一枚の右頁を表、左の頁を裏とし、甲乙は一、二とし、(2丁オ)などとした。白紙は無視した。
- 6 行数と一行の字数は本書写史料の通りとし、一行の字数が一行に収まらない場合は次行に送って一字下げた。

(表紙)

ケ

戸隠山流記

全

(見返し)

(白紙)

(扉)

鶏頭院庫

宝永三年極月廿八日吹亀手書写

順徳

教林
蔵章

潮音増補

戸隠山流記

〽療。

大成經神祇本記第六ノ二丁右ヨリ十九丁ノウラ奉レ還ニ新瑞殿ニマテヲマ書ナリ一字低之所ハ勿書

(4の右・扉裏)

(白紙)

(4の左) 1丁才

戸隠山顕光寺流記并序

竊惟^レハ乾坤未分ノ當初者清濁不二実智寂然^{トシテ}而割^ニ混

沌之一質^ヲ於南辰北辰^ニ一清^ク輕^{キハ}上^テ而成^レ天濁^テ重^{キハ}下^テ而

成^レ地^ト

凡聖雲泥迷悟ノ相雜肆^ス佛陀秘^{シテ}ニ四智^ニ身之尊容^一

顯^レニ權現^ト一〇増補^ニ曰近代神職ノ輩欲^下立^ニ唯一ノ神道^一而

廢^中兩部ノ神道^上故^ニ忌^ニ權現之名^一能不^レ識^ニ神道^一故^ニ如^レ此為^ニ

忌譏^一實^ニ可^レ笑也夫吾國^ニ有^{「ハ}ニ權現ノ名^一者帝皇本紀

宣化天皇紀^ニ曰三年ノ秋八月勾大兄天皇現^ニ魂於金峯^ニ一

告^ニ吉野國縣主物部ノ吹荒子^ニ一曰我是勾大兄丸^{ナリ}元在^ニ戸^ト

(5の右) 1丁ウ

科^{シナト}外ノ天ノ内津宮明津宮^ニ一昔^ハ成^ニ天皇^一取^ニ國ノ政^一焉今成^ニ此

ノ山ノ

神^ト一吾^ハ是^レ權現神^{ナリ}護^ニ宝祚^一守^レ國叶^ニ乎民之願^一權現神

名於^ニ此ノ時^ニ一始^ル蓋^シ吉野蔵王權現^{ト云ハ}是也此ノ權現出現則

有^ニ役ノ行者^一外^{ニハ}行^ニ神道^一内^{ニハ}修^ニ佛道^一從^レ此以來山伏修

驗行者流^ニ布^シ一天^ニ一彌^ニ漫四海^ニ一然則兩部ノ神道謂^ニ之^ヲ

孟說^ト一者不可也(四字ほど空き)現^{シテ}ニ神明之和光^一應^レ時約

機^ニ恊^レ現^ヲ□(外1)レ當^ヲ濟^ニ度^{シテ}有情^ヲ一実相円満之智周遍

法界之理逃^{ンヤ}ニ慈悲方便之善巧一乎而已

乙

(5の左) 2丁オ

戸隠山顕光寺流記

夫信濃國水内郡戸隠山顕光寺者迦葉佛説法之

ミノチノ

灵窟鎮護國家之寂場也竊^ニ考^ニ興滅於龍語^ニ一

緬^ニ推^ニ最初於驪翰^ニ一神灵治國ノ昔日人壽^ニ二万歳之

時也其後有^ニ学門行者^{ト云ヒト}一本地幽玄尊位難^レ計万行悉

足懷^ニ皎月^一而届^ニ巨夜^一一孕^ニ旭日^一而臨^ニ迷衢^ニ一然^レハ者智行

拔^レ群徳驗秀^レ世^ニ建^ニ伽藍^一於諸國^ニ一周^ク利^ニ益於法界^一終^リ

騰^リニ虚空^ニ一^ニ无^ニ葬所^一云云实^ニ釈尊ノ分身觀音ノ應化而已

抑行者ノ曰我欲^ニ此山^ヲ於再興^{セント}一仁明天皇御宇嘉祥三年

(6の右) 2丁ウ

庚午三月中旬先^ツ登^ニ飯繩山^ニ一〇増補^ニ曰蓋此ノ飯繩山ノ

開闢者大成經神社本紀曰科野國河裳神社檀原ノ

アマノミケモチノ

宮天皇ノ時天食持神ノ憑^テニ分野^ニ一持^{シテ}鎮坐^ス又大成經神祇

カンミムスヒノ

モチ

ムラキミ

本紀曰神皇産灵尊兒天食保命神^{以定テ}為^ニ天ノ邑君^ト一

アハムキマメアブラモノヲ

ハタタネ

イナサ

ミタノ

ハタケモノヲ

以^ニ粟麥豆 藤^一為^ニ陸種子^ト一以^ニ稂稻子^一為^ニ水田種^一雜穀

植^{タナツモノ}ニ天ノ廣ノ國ノ圃^サ一稻穀植^{フサタニ}ニ天ノ狭田及天ノ長田^{タリ}一其秋ノ垂

ホヤツカシナヒテ

フニ

ミケモチ

穎人握莫然氣甚快也余謂天ノ食持命佛説^{ニハ}謂^ニ

辰狐王菩薩^ト一委^{クハ}見^ニ吒枳尼天經^ニ一有^ニ大功德^一菩薩

也濁末貧乏ノ眾生若不^{ンハ}信仰^ニ奚^ソ能得^ニ福智^一哉蓋於^ニ

一一

(6の左) 3丁オ

吾國^ニ一河裳ノ神社者須^ク是為^ニ飯繩ノ神ノ宗宮^ト一矣樞原ノ天

皇者人皇最初神武皇帝^{ニシテ}而考^ニ年代^一者從^ニ正保

二年^ニ二千三百五年也

高嶽挿^ニ銀漢^ニ一白峯衝^ニ碧^一落^一魑魅窄^レ通人蹊也^タ

絶^{タリ}借^{シヤ}ニ問^{スル}ニ振古^ヲ一未^レ有^ニ攀躋者^一雪深巖峻^{シテ}雲霧雷

鳴不^レ能^レ上^リ還^テ住^{シテ}ニ半腹^ニ一奉^ニ為^{諸ノ}神祇^一讀^レ經唱^レ咒

裂^レ裳裹^ムレ足弃^レ命詢^レ道堅^ク發^レ誓^曰仰願^ハ善神

加^レ威天龍卷^レ霧山魅前^ニ導^キ助^ニ果^玉へ我願^一若不^{ンハ}到^ニ山

頂^ニ一亦不^レ至^ニ菩提^一如^レ是發^レ願^訖跨^ニ白雪之皚^々タル^ニ一攀^ニ

(7の右) 3丁ウ

サイサンタルヲ

綠葉之瓏^璨一身疲力竭^テ終^ニ見^ニ其ノ頂^一不^{シテ}乘^レ查^ニ忽

入^ニ雲漢^ニ一不^レ嘗^ニ妙藥^一得^レ見^ニ神窟^一一喜^一ハ悲心魂難^レ持

暫ク時ニ瞻レハニ四方ヲ一東南ノ麓平原渺々トシテ草木扶疎タリ遙ニ

見ニ亘^{セハ}天河ノ流一金浪銀波浸^{ヒタ}スニ蒼天渡舟ノ之行路一希ニ

蹤ヲ西北ノ幽谷岩嶙ニ一長山嶮々タリ縞雪深々タリ五彩之

花楚^{ツラネ}レ條ヲ六時之鳥咽レ寨ニ千年ノ松栢傾レ綠臨レ谷

十圍檜杉構ニ紺樓ヲ竦巖ニ一遍ク看レハニ四谿ヲ一神麗夥^{？2ウ}

々日暮興餘テトシテニ居フ西窟ニ一礼拝懺悔^{ス壇所ノ瑪瑙座在ニ}

花ノ備^{ニ或聞}ニ讀誦之聲^ニ然後ニ投ニ金剛ノ杵一誓テ曰ク使^ニ未來佛法

三

(7の左) 4丁オ

繁昌饒ニ福群生ニ至レ地當ニ放^レ光^云隨^テ趁^フニ行ク之處ヲ一其ノ杵遙ニ

經^テニ一百餘町ヲ一留ニ宝窟一放^ニ光明一此ニ有^ニ獵師一驚^ニ杵ノ光一

速ニ逃出遇^レ予語^ニ其ノ事^ニ我素^{ヨリ}知^{レリ}ト^レ之^{云々}彼ノ獵師ハ今ノ

尋^ニ行杵ノ光^ニ住^ニ此ノ洞^ニ欲^{シテ}三行者顯^ニ地主^ニ深ク祈念之處^ニ有^ニ

声^ヘ地底^ニ一高声^ニ唱^ニ曰南无常住界會大慈大悲聖

觀自在四所本躰三所權現放光與樂^{ト云}此ノ音

未^レ終聖觀音ノ像光遠ク照尊容赫奕^{トシテ}坐^{シ玉フ}ニ一莖四

杭^{コウ}ノ蓮花^ニ一聖觀音千手尺迦地蔵忽以涌出^{シ玉フ}云

流^ニ歡喜ノ涙ヲ一低^ニ渴仰ノ首一致^ニ法施^ニ之處^ニ其夜南方^{ヨリ}臭

(8の右) 4丁ウ

風忽ニ吹テ九頭一尾ノ大龍來テ曰善哉行者至ニ此窟ニ一振ニ讀
錫杖至ルニ六根懺悔四安樂ニ一毒氣皆没シテ更无レ害ニ于物ニ
直ニ遇レ我ニ我善語シレ汝ニ當山者破壊已ニ四十餘箇度
也吾行「ニ寺務一七箇度最後ノ之別當澄範吾也依レ虚
用ルニ佛物一受ニ蛇身一多却今業障之鱗上ニ聞ニ錫杖
并法音一得ニ解脱一然者至ニ未来際ニ一守ニ護此山一誓汝
須ク下住ニ菩提心ニ一早建_中大伽藍ヲ其ノ峯_上五丈ノ白石面如ニ
粉壁一頭ニ兩界ノ曼荼羅一故云ニ兩界山ニ前有ニ宝石之
密壇一迦葉佛說法之處也惣シテ有ニ三十三所之窟一

四

(8の左) 5丁オ

合シテニ大慈大悲之化現ニ一晝夜擁ニ護万民一濟ニ度惡業ノ群類一故ニ
一度攀_レハニ斯山ニ一永離ニ惡趣ノ苦一定業亦能ク轉スト言ニ訖テ住
侶之法式等還ニ本窟ニ一于時以ニ大磐石一杜ニ其ノ戸一不
得見一故名ニ戸隱山ト一實ニ手力男命_也天ノ巖戸ヲ依ニ隱シ
置クニ一戸隱山ト云ヘリ其ノ戸今現在_{スト}宝窟之内ニ一〇増補ニ曰

戸隱山者大成經ニ神祇本紀曰科野國戸隱ノ神社境

原ノ天皇時手力雄大神出現謁ニ天皇ニ一開ニ山路ニ通ニ

郷ノ人ヲ一鎮坐ス蓋此ノ境原天皇者人皇八代孝元

天皇也從ニ正保二年一千八百五十九年也夫手力

(9の右) 5丁ウ

雄大神者獨化天神六世天皇高皇產靈ノ尊之兒

天ノ思兼命之子也此ノ父子兩神者有ニ大功德一神也

今出ニ其ノ證一大成經神祇本紀曰天照太神一ヒ怒テ謂ニ

服狹雄尊ニ一曰汝猶ヲ黒心火行徒行業尚ヲ凶矣

故不欲ニ汝相見一矣為メニニ汝悪行スルカ一今高天原更ニ又

不吉欲ニ

不在ニ耳尋遷リテニ天隱山ニ一而入玉ヲニ于天ノ窟一閉ニ磐戸一

幽居高

天原皆闇矣及テニ葦原中津國六合之内常闇一不レ知ニ晝

夜之殊一當テニ于此時ニ一萬神ノ之聲如シニ狭蠅鳴一萬歿一悉一發

是ノ故ニ群神憂迷手モ足モ内廣顛倒凡為ニ厥ノ庶事一燎

(5丁ウの次に白紙があるが、丁数も付されておらず、白紙

の次は「六」と記されているので、この白紙は無視する)

(9の左) 丁に数えず

(白紙)

(10の右) 丁に数えず

(白紙)

(10の左) 6丁オ

又依レ頭ニ金剛杵ノ光一號スニ頭光寺一爾レヨリ已降稱ニ讚シテ九頭

龍權現ト一毎朝寅ノ刻ニ備ニ飯供一示ニ海内吉凶一仍敬ニ信

神祠一興ニ行佛法一堂舎結レ宇禅侶仰ニ神徳一即成ニ結

界之地ト一拂ニ五障ノ雲霧一實ニ諸佛遊戲四摂能之

處也此ヲ号ニ奥ノ院ト一厥後歴ニ三百餘歳一後冷泉院

フモトノ

御宇平康元年八月廿六日自ニ奥院一五十町下之

大木ノ梢放レ光耀物アリ 眾人成ニ奇異之思一見レ之御正躰

也于時十二三歳之童女苦ニ身心一悶絶シテ僻タラレ地ニ問ヘハニ事ノ

由一我是當山三所ノ權現也勝軍地然ルニ而彼ノ所ノ結界ノ地

(11の右) 6丁ウ

女人削レ跡故違ニ佛勅ニ一黙ニ止本誓一斯處ニ建ニ立一宇一安

置於吾一云々諸人成レ疑實ニ神託不レ虚移？ニ此僧俗之

袂ニ一各致ニ信力ニ中有ニ一人ノ沙門一飛ニ移彼ノ袖ニ一拜スレハレ之即

地蔵薩埵之尊像也不廻ニ時日一造レ社結ニ菴室一其

御正躰飛来之處ヲ称ニ伏拝一是也初号ニ富岡院一

後云ニ寶光院一其後經ニ三十餘迴一堀河院御宇

寛治元年四月八日從ニ正保二年一五
百五十九年ナリ當時之別當

感ニ瑞夢一為ニ三院一即兩院之中間撰ニ四神相應

地一分ニ得ニ二院ノ房舎一立ニ一院一尺迦権現為レ本云ニ富岡

六

(11の左) 7丁オ

院ト今依レ為ニ中間一称ニ中院一故ニ三院共一奉レ遷ニ三所権現ヲ

一佛ニ菩薩一尺迦観
音地藏

合スル三所ヲ謂フニ可レ有ニ口傳一云
〇増補ニ曰

左尺迦 天思兼命

奥院本地観音 垂迹手力雄命

右地藏 表春命

左観音 手力雄命

中院本地尺迦 垂迹天思兼命

右地藏 表春命

(12の右) 7丁ウ

左尺迦 天思兼命

寶光院本地地藏 垂迹表春命

右觀音 手力雄命

右此本地垂迹三院同ク遷坐ス伊勢三宮ノ本地垂迹又
是同レ之雖レ然本地垂迹佛神本躰相異者也

開夏ニ万木之花見^{ミテ}ニ開落一觀スルヲニ盛者必衰ニ云ニ花ノ會ノ

行ノ舞樂^ト一^{四月兒ノ舞}勤ニ講説一是自ニ奥院一始從

レ果向レ回之意也夏末ニ云ニ桂松^ト一燒ニ尽煩惱業苦一

頭ニ一夏行徳威驗一是從ニ中院一始從レ回至レ果之

七

(12の左) 8丁オ

意也至ニ季秋一觀ニ飛花落葉一^{号シテ}ニ楓ノ會一^{致ニ}如法

勤行一^{半行坐懺法是也}ニ冬之極寒ニハ凌ニ深

雪ニ諸國同レ心七ケ日夜讀ニ誦妙典ニ^{執ニ行シテ}法花三

昧ニ^{祈ニ}天長地久御願円満一于レ今不レ絶世人是云ニ

大懺法一其外節と祭礼時々ノ勤行敢不可述尽一

也本院与ニ中院一相去^一卅六町表ニ六即一^{地ノ}平如レ掌

无^下有^レ途頗ル屈曲ニ中院与ニ宝光院一隔ル^一十二町表ニ十二

因縁一合^テ四十八町弥陀ノ四十八願回果不二之意也

國紀一故ニ日

本國中ノ神體雜乱ス今幸ニ所レ蔵ニ礪ノ宮ニ一先代旧事紀流ニ出
于世ニ一以レ之辨レ之者也

伏惟レハ權現者尋ニ本地一西方補処之薩埵ナリ也訪ニ垂迹一者
日域无双之和光拔苦与樂之誓約也遠叶下東刹ノ利

生一陰一陽之神恩遙ニ看ニ幽谷之仙洞一故致ニ潔心一者

(14の右) 9丁ウ

必有ニ感應一譬ハ如ニ漢月ノ移レ氷ニ亦成ニ恭敬一者定垂ニ靈貺一猶
似ニ豐鐘之扣レ霜ニ常念恭敬之願ハ勝ニ餘聖ノ歷劫不思

議ノ益ニ一被ニ蒙諸ノ凡情ニ一憶ニ大慈大悲之汲引一尚超ニ諸尊ノ

誓願ニ一然則曰位ニシテ而備ニ果位一如ニ頻伽卵ノ出ニ妙音一垂迹ニシテ
而兼ニ本地一似ニ龍王子ノ降ニ大雨一本地迥ニ高ク或居ニ等覺一或

居ニ妙覺ニ一迹化殊ニ廣ク或益ニ現世一又利ニ來世ニ一此故入ニ重玄
門ニ一牖ノ前ニハ和光ノ月久耀キ倒ニ修ニ凡事一床ノ上ニハ利生ノ功尤モ

深シ為レ現為レ當可レ信可レ皈誠是佛法流布修行得果ノ會

場也將又九頭龍權現者思ニ本地一者大辨功德天也

為^{タリ}二世尊无碍之智惠^{タリ}一為^{タリ}衆生ノ大良福田^{タリ}一也然則鷲王之出

世施設利生薩埵ノ化導令^レ得^レ巨益^一故詣^レ鷲嶺^一成^二

龍王^一捧^二宝珠^一至^二白鷺池^一以^二金沙^一施^レ僧^ニ爰以弘經之大士

蒙^二加被^一傳燈之祖師仰^ニ護念^一云論^レハ^二垂迹^一者^二勢

九頭龍王優鉢羅龍
王慈惠大僧正也○增補^ニ曰^三勢^ハ者^ニ手力雄命天

思兼命表春命也然^ルヲ謂^フハ^二九頭龍王優鉢羅龍王

慈惠大僧正^一者後人委不^レ知^二三神之躰^一而如^レ此論^{スル}者

也今余為^ルハ^二此手力雄命天思兼命表春命^一曰^二大成

經^ニ如^レ此道^フ者也不^ニ敢^テ臆說^ニ一也

(15の右) 10丁ウ

和光^ハ之體也禽獸ノ眼不^レ解^ニ方隅^一龍畜ノ質具^ニ佛性^一无^レ頭

レ之唯從^レ冥入^ニ於冥^ニ隔^ニ覺悟之曉^一亦從^レ苦移^ニ于苦^一失^ニ

解脱之縁^ヲ一是故^ニ内^ニハ^二祕^ニ菩薩ノ行^一外^ニハ^二現^ニ灵蛇ノ形^ヲ一令^レ

至^二郡畜

於妙果^ニ一擁^ニ護有情於晝夜^ニ一然間効驗弥新^ニ願^{???}4 无不滿^一

就中求^レ官求^レ子又祈^レ智祈^レ道類成^ニ恭敬^一速^ニ授^レ之

或至^ニ病患急難咒咀怨敵^一係憑^{スレ}ハ^二忽遁^レ之如^レ斯等ノ

種々灵瑞不^レ遑^ニ覩縷^{スル}ニ^一矧^ヤ亦納^ニ每朝飯供^ヲ一兼^ニ示天

下海内之吉凶^ヲ一又告^ニ寺院別當ノ吉凶^ニ一灵驗ノ新ナル^ヲ以^レ之
可^レ知耳次火御子者聽^ニ垂迹^一者為^ニ大唐ノ后妣^一為^レ利^ニ

十

(15の左) 11丁オ

東土ノ之眾生^一忽發^ニ弘誓於彼国^ニ一即示^ニ灵迹於此山^ニ一誠^ニ
撰^ニ地形^一祐^ニ廣基^一感^ニ風景^一顯^ニ和光^一故尊卑之
仰崇均等甲乙之信心无^ニ差降^一詰^ニ本地^一者八大
金剛童子也夫金剛處五智ノ月輪^ハ則為^ニ四大明王之
中尊^一胎藏坐^ニ八葉蓮臺^一則為^ニ八大童子之上首^一
則此明王天童五輪八葉相兼五大九尊円備内
祕八供四摂菩薩行外現八方四隅世天形而間真
如本宮^{ヨリ}出住^ニ平等大悲^一発^ニ不捨本誓^一居^ニ二院ノ中間^一
以^ニ慈悲甚深ノ方便^一成^ニ満山ノ護法上首^ト一故拳^ニ緇素宝

(16の右) 11丁ウ

焔^ニ低^ニ渴仰於神拜^ニ一成^ニ貴賤群集^一排^ニ再拜於権扉^一曰
茲現猶受^ニ无比ノ樂^一豈^レ无^ニ當來ノ益^一乎^云爰飯繩大
明神者天福元年癸巳歲<sup>天福者四条院年号也從^ニ
正保二年^一四百十六年也</sup>
託^ニ住侶^一曰吾是日本第三之天狗也願^ハ侍^ニ此山ノ傍^ニ一當^ニ

権現之慈風^ニ一得^レ脱^ニ三熱之苦^一一須列^ニ神祠之玉臺^一
為^ニ當山之鎮守^一一依之奉尊崇飯繩山^一一故^ニ号^{シテ}飯繩^一
大明神^一竊案^ニ明神之本迹^一一者往古之如来深位之薩
埵也雖^レ然為^下興^ニ隆佛法^一一護^レ國利^ト民假^ニ出^ニ法性之都^一
暫交^ニ同居之塵^ニ一耀^ニ威光於國家^ニ一施^ニ巨益於黎民^ニ一

十一

(16の左) 12丁オ

誰人^カ不戴^ニ彼ノ光^一一何ノ輩^カ不預^ニ此益^ニ一是以徘^ニ徊貴賤社壇^ニ一
群^ニ集甲乙瑞籬^ニ一運^ニ信心於金殿^ニ一抽^ニ懇志於神道^一一故
開^ニ願望於各々^ニ一蒙^シ勝利於面々^ニ一誠^ニ灵威揭焉也此外
諸王子等ノ奇特具^ニ註^{スル}ニ不遑^ニ翰墨^ニ一^云抑此地者
去^ル一^ニ聚落^ニ三十里離^ニ旧里^一一^ニ无^ニ人声^一一也間索寂寞處

静澹^{タル}山之眺望^ハ前^ニ廣野無邊千草含^レ露^右ハ連^ニ
灵岳^ニ一^ニ万木遽^レ風^ニ後^ニハ山高^{シテ}峨々^{タリ}東西之金幢拂^ニ半
天ノ雲^ヲ一^ニ四所之宝窟^ハ金色赫々^{トシテ} 焯^{カハヤキ} 青嵐^ハ常^ニ梳^テ
(17の右) 12丁ウ

檜松之髮^ニ一^ニ滝水^ハ落^テ洗^ニ薜蘿ノ鬢^ヲ一群^リニ^ニ残雲羅洞^ニ一盛^ニ

櫻花澗林ニ一雲霧靉黷タル朝ニハシテ水ニ湛ニ湖海ニ一白花開キ
敷ル暮ニハ非シテ寒ニ雨ス霜雪一森々タル眾木交ニ枝條ニ一金鳥銀
兔不レ垂レ象荒々タル藜藪蘩リ荊曲ニ猪熊豺狼輒ク不

走猿猴叫レ峯為ニ巴峽一谷水急ニシテ流ヲ似リ巫峽一雷公鳴
地鳧鐘響レ天日出ニ扶桑一早耀ニ幽谷一月移ニ桂林ニ

晚ニ入ニ高嶺ニ一不乘ニ飛鶴ニ一白雲別チ入リ不レ假ニ天眼ヲ一万里目
前增ニ三千ノ觀門一著ニ四節於一季ニ一勵シテニ三觀ノ修法一

融ニ十界於一一念ニ一加之龍池湯々トシテ弘誓深如レ海之金

十二

(17の左) 13丁オ

言鎮ニ浮ニ奇巖疊壁ヲ一或在須弥峯之誓約誠在レ憑ニ未現

月分ノ光ヲ一紅花黄葉之曝ス一錦繡疑レ献カト蜀都之宝ヲ一嵐韻

庭松之□(外6) 一琴瑟ヲ一誤ヘル奏ニ秦城之調ヲ一咨春花秋葉暗ニ

催シ榮落之觀一夏雲冬雪自呈ニ生滅之理ヲ一實灵神

擁護之砌也勝利掲焉タリ莫非ニ奇特ニ一層堂舍院並レ薨

時チ坊屋谷とニ争レ軒構フ然間届ニ春秋於一長生ノ裏ニ一駐ニ日月

於不老ノ前ニ一参詣之甲乙心祈所願行学之淨侶至テ

燒レ香供レ花勸メニ遅々タル春ノ日院とノ巡礼一仰ニ権現之内證一

嫻タル秋ノ夜忘ニ飢寒宮ニ山籠之行儀ニ凡三院之内別

(18の右) 13丁ウ

當住侶等或建ニ立堂社ニ或起ニ造坊堂ニ代々ノ之造替

連々ノ修覆敢无ニ退轉ニ不可勝計ニ而已

一記ニ峯中ノ事ニ

自然涌出之両界ノ曼荼羅高妻明神之水精多宝

塔高八尺圓鏡徑八尺如是等ノ祕事甚多輒不能載ニ

其外灵妙不可勝計ニ者也

一記ニ三十三箇所灵窟之事ヲ

夫三十三之灵窟者第一窟又号ニ宝窟ニ今ノ本院藥師權

現堂聖觀音出現之處也第二東ノ窟藥師如来

十三

(18の左) 14丁オ

窟ニシテ而内皆金ノ色也前有金幢ニ高二十丈大十圍也第三

中ノ窟地藏菩薩ノ窟也第四西ノ窟金剛藏王窟三重也上ノ

層ニハ置ニ行者之座ニ中ノ層ニハ納ニ道具ニ下ノ層ニハ安ニ置本尊ニ

座前ニ有ニ石幢ニ重ナル二十丈木十五圍也第五大窟殿尺迦

如来ノ窟也廣サ三十六丈也第六獅子窟文殊師利菩薩

窟也山形似_二獅子_一窟_ハ似_二其ノ口_一也巖石攢_リ立恰_モ如齒牙_一
矣第七象窟普賢菩薩窟也山形似_レ象窟_ハ如_レ口巖
似_レ牙第八虚空藏菩薩ノ窟也第九愛染明王ノ窟也第十
不動明王窟也高百丈有_二三重ノ瀧_一有_二頭光_一現_二尊容_一

(19の右) 14丁ウ

第十一降三世明王窟也第十二軍荼利夜叉窟也第十三
大威德明王ノ窟也第十四金剛夜叉窟也第十五毘沙門
窟也第十六帝釈窟也第十七辨才天窟也_{是窟以_二本尊_一}
_{一為_二其名_一}

已上十七ノ灵窟者本尊自然涌出之妙躰也第十八經藏
窟奉_レ安_二置諸經_一矣第十九妙法窟第二十般若窟第二十

一智慧窟第二十二歡喜窟第二十三僊人窟第二十四龍王窟
九頭龍之住處也第二十五鷲窟山形似_レ鷲第二十六金
窟第二十七五色窟第二十八層窟第二十九日中窟

第三十大□(外₇)窟第三十一小杓窟第三十二長窟深_サ三丈

十四

(19の左) 15丁オ

高八尺廣七十二丈第三十三大多和窟等也此外山中之祕所
等具不註之_一以_レ一密_レ万而已

一記ニ別當ノ職位ヲ一事

学門行者為ニ再興之開闢一 手自書メニ流記一 擬ニ後哲ノ指

南ニ一 故佛家弥繁昌ス遠クハ添ニ龍花樹之春色一 和光増ニ照

明ニ遥ニ續ニ星宿劫之曙光一 頭師盛ニ林花一 万木自馥

茅條茂リレ葉千草潤レ露云而モ祖師別當第一番ハ

学門行者金光寺ハ者学門行者一宿之所也第二門

学聖人山治レ第三学照聖人第四金如行者とことと

(20の右) 15丁ウ

踏ニ立大衆居住一 第五日光別當第六日語別當第七勢

延別當山治レ第八惠久別當第九正範別當第十如光別當

第十一範別當 治レ山十七年之内承徳二年戊寅七月十二日本院
講堂始建之ニ間四面茅葺也已上讓文有レ之云

(上欄に註) 古本範字上下一字脱

第十二善勝別當第十三聲実別當土佐國配流井上

三郎禪師源氏第三子也治山之比源氏朝臣光実講

堂東西廣庇加作并繪馬十二具所造置一云第十四

寛範別當 治山ノ始権別當置ク第十五經照別當如範別當

第子所司分第十六権別當順 義流円覚坊所司分第十七善勝

(上欄に註) 順字上下之間恐一字脱

別當第十八寬範第十九經照第二十尊範々々御

十五

(20の左) 16丁オ

在所ニ改ニ立大講堂一茅葺改ニ成板ノ葺ニ第二十一行覚々々

治山第二十二静經々々治山

十五年于レ時富岡火御子
宝殿修造官實賀極樂房

第二十三行覚々々

自本家始置權別當
教尋南樂房極樂房第二十

四寬範々々

中院講堂僧間建立スル前講同前曳出
峯ニ大ナル卒都婆一立ル不動ノ上作ナリ

(21の右) 16丁ウ

戸隠山顕光寺流記跋

余從レ閱ニ聖徳太子先代旧事本紀一而始テ知テニ手力雄

命天思兼命表春命天御食持命神徳顕然拔ニ萃スルコトヲ

餘神ニ一欲下参ニ詣此山ニ一拝中瞻旧跡上上年尚矣丙寅之秋

漸登ニ此山ニ一宿ニ西住房ニ一即日拝シテニ奥院一次ニ中院一誦經

法樂切ニ祈下天下安泰国家平治正法弘通無災

無難法孫繁栄檀護富樂増中長智寿上其夜問ニ院

主ニ於吾道宮之夏アチ一答曰未聞其名一又談話之次問レ有リヤトニ

戸隠縁記一答曰有リ即時出ニ流記壹卷一對レ燭閱レ之其中

十六

(21の左) 17丁オ

有_二火兒社_{ト云}於_レ此問_二院主_一此火兒社在_二何処_一答曰即在此山麓_ニ又問其火兒神躰從_レ古傳_ニ言何神_ト答曰相傳言手力雄命之母神也余曰不_レ然所以者何女神為_{メカ}甚_ト其_レ稱_シ火兒_ト乎即云先代旧事記所_レ記天思兼命之

吾道宮恐是乎院主問天思兼命者甚_ノ神_{ソヤ}耶答曰

此_ノ天思兼命者手力雄命之兒也吾國_ニ有_二三部_ノ神道_一

一_{ニハ}宗源神道此祖神_ハ者天_ノ物梁_ノ命在_二河内平岡社_一

二齋源神道此祖神_ハ天_ノ太玉_ノ命在_二畔輪_ト社_ニ

灵宗_ノ神道此祖神_ハ天思兼命也在_二科野_ノ社_ニ

(22の右) 17丁ウ

此天思兼命者於_二三神_ノ中_ニ特_ニ有_二智慧_一而大功德神也院

主聞_ニ未曾有之事_一歎_レ甚_有餘翌朝領_レ衆詣_二火兒社_一念

經法樂又如_レ上祈願即傳告_ニ暇_ヲ院主_ニ欲_レ皈而詔_二院主_一

曰此流記書_ニ写壹卷_一差贈_ハ之_レ大幸也院主相諾_ス茲

歲丁卯之秋差_レ僧贈_ニ所_ノ約流記_一曰此文字紛乱糞_{クハ}

訂_ニ正之_一又曰去秋所_レ談手力雄命天思兼命飯繩之

事写以賜_ヘ之_レ余閱_レ之辨_ニ句讀_一加_ニ和點_一為_二增補_一膳

写^{シテ}寄附之一若細^ニ読^{マハレ}之感^ニ知^シ三神と徳廣大無邊^{ナルヲ}
然則報^ニ神恩於万^カ一^ニ云尔

十七

(22の左) 19丁オ

維時

貞享第四丁卯八月吉旦

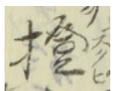
臨濟二十四世黒瀧^{クロ}潮音海焚香自題 押

寓西上州南牧聖瑞麟薰沐和南

拜寿 ? 8 ? 8

1 丁ウ七行目 (5の右)

現ヲ□ (外1)
スクヒ



1

3 丁ウ七行目 (7の右)

神麗夥?
ウ

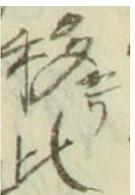
2



6 丁ウ三行目 (11の左)

移リ?
ニ此

3



10 丁ウ四行目 (15の右)

弥新ニ願ニ?
ウ无不满

4



12 丁ウ九行目 (17の右)

弘誓ニ深如レ海之金
ウ

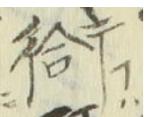
5



13 丁才三行目 (17の左)

□ (外6) 7ハ

6



14 丁ウ九行目 (19の右)

大□ (外7) 窟

7



19 丁才六行目 (22の左)

拝寿

? 8

? 8

8



天照太神一怒，
謂服狹雄尊曰：「汝猶黑心火，
行徒行業尚凶矣。」